

大阪府新型コロナウイルス対策本部 設置要綱

(目的)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条に基づき、新型コロナウイルスについて、住民や関係団体への啓発等により、その発生や2次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、府内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、大阪府新型コロナウイルス対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルスにかかる府民への情報提供及び周知に関する事項
- (2) 新型コロナウイルスにかかる府内及び関係機関との連携体制に関する事項
- (3) 新型コロナウイルスにかかる感染予防及びまん延防止に関する事項
- (4) その他、新型コロナウイルスに関する事項

(組織)

第3条 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
- 5 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第4条 本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(専門家会議)

第5条 対策本部に、適宜、適切なアドバイスを実施するための専門家会議を置く。

(幹事会)

第6条 対策本部に幹事会を置く。幹事会は別表第2に掲げる職にある者及び知事が特に指名する者をもって構成する。

- 2 幹事会は、健康医療部保健医療室長が招集し、これを主宰する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係する課長等の出席を求めることができる。

(対策本部の事務局)

第7条 対策本部の事務局は、健康医療部に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則 この要綱は、令和2年1月24日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。